



本庁
〒328-8686 万町9-25
☎22-3535 FAX21-2673

大平総合支所
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

**監査委員に入野登志子氏
を選任**



入野登志子氏

市議会6月定例会で同意を得て、入野登志子氏(平柳町2丁目)が、監査委員に選任されました。任期は、6月5日から令和4年4月24日までです。

なお、監査委員は、2名の委員で構成され、市の財務に関する事務等が適切かつ効率的に行われているか、監査を行います。

第2期栃木市地域福祉計画(案)に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、平成26年10月に策定した「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を進めています。この案に対する皆さんの意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税

の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

募集期間 7月21日(火)～8月20日(木)(必着)

閲覧場所 市政情報センター(本庁舎4階)、福祉支所市民生活課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 福祉総務課、各総合支所市民生活課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 栃木市福祉総務課あて
☎(21)26802
FAX(21)26802
E-mail: f-total102@city.tochigi.lg.jp

③ FAX (21)26802


④ E-mail: f-total102@city.tochigi.lg.jp

その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表) 意見に対する個別回答はしません。

福祉総務課 ☎(21)22001

このことについて、森法務大臣よりメッセージが発せられました。動画につきましては、YouTube法務省チャンネル(https://youtu.be/RYS00qCxo-o)をご覧ください。

下記のQRコード参照



法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、左記に相談してください。

みんなの人権110番
様々な人権問題に関する相談はなんでも
☎0570-003110
子どもの人権110番
いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談はこちら
☎0120-007110

女性の権利110番
家庭内暴力など女性の権利問題に関する相談はこちら
☎0570-070810

インターネットでも人権相談
『インターネット人権相談』で検索してください
https://www.jinken.go.jp/
子どもの人権 SOS eメール
https://www.jinken.go.jp/kodomo

また、栃木市においても随時人権相談を受け付けています。下記問合せ先までお気軽にご連絡ください。

人権・男女共同参画課
☎(21)21611
大平隣保館 ☎(43)6611
厚生センター ☎(24)2444

栃木市は非核平和宣言都市です

市では、核兵器廃絶と世界の恒久平和を推進することを表明するため、平成24年3月1日に「非核平和都市宣言」を行い、この宣言に基づき各種啓発事業に取り組んでいます。

核兵器のおそろしさや命の貴さ、そして平和について、改めて考えてみませんか。

問 総務課 ☎(21)2342

下記のQRコード参照




10月1日は国勢調査

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに実施される重要な統計調査です。今回の調査は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査書類の配布、回収に限り、できる限り調査員と世帯が直接対面しない非接触の方法で行います。調査書類の配布にあたって、調査の説明はインターネットや玄関越しに行い、調査書類は郵便受けなどを使って配布します。調査への回答は紙の調査票にご記入後、同封の提出用封筒に入れてポストに投函していただくほか、パソコンやスマートフォンなどからインターネットで回答することも可能です。

問 総務課 ☎(21)2342

栃木市非核平和都市宣言

くにわが国は、広島・長崎に投下された原子爆弾による世界で唯一の戦争被爆国です。多くの犠牲のもとに戦争の悲惨さ、平和の大切さを学んだ日本国民は、憲法に恒久平和の理想を掲げ、その実現に努めてきました。

しかし、世界各地に核兵器が存在し、人類はその脅威にさらされ続けています。さらに、わが国では東日本大震災による原子力発電所の事故が発生し、再び放射性物質の被害と向き合うことになりました。

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に育まれてきたまちです。このまちを誇りに思う栃木市民は、核兵器の脅威のない平和で安心して暮らせる社会の実現を求めて自ら行動し、未来を支える子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことを誓います。

そして、核兵器の廃絶と平和で安心して暮らせる社会の実現を全世界の人々に強く訴え、ここに栃木市が「非核平和都市」であることを宣言します。

平成24年3月1日 栃木県栃木市

全国瞬時警報システム(NTS)の全国一斉情報伝達試験を行います

次の日程で全国一斉に訓練を行います。当日は次の機器などからテスト放送が流れます。ご理解、ご協力をお願いします。

訓練日時 8月5日(水)11時

放送内容 「上りチャイム+これはJアラートのテストです」+下りチャイム+「放送される機器 屋外スピーカー(185カ所)/防災ラジオ(自動起動します)/FMくらら857の緊急割り込み放送」

問 危機管理課 ☎(21)2551

こんな時は国民年金の手続きを

国民年金の種別と手続きについて

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なります。

第一号被保険者…自営業者・学生等

年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。

第二号被保険者…厚生年金等に加入しているお勤めの方等

年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第一号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。

第三号被保険者…第二号被保険者に扶養されている配偶者

年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満で被扶養配偶者でなくなった場合は、第一号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。

①配偶者の退職/②本人のパート等収入の増加/③配偶者の死亡/④離婚、など

第一号被保険者になる手続きに必要なもの

資格喪失証明書等/手続きされる方の年金手帳、個人番号カードまたは通知カード/来庁される方の運転免許証、または個人番号カード等(本人確認ができる書類/印鑑/委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません))

場所 保険医療課(市役所本庁舎2階)、各総合支所市民生活課

問 保険医療課 ☎(21)2134

国民健康保険の限度額適用認定証等の更新のご案内

入院などで医療費が多くなる場合、病院に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ診療月の1医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までになります。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方は入院時食事代も減額になります。現在交付している認定証等は7月31日で有効期限が切れます。引き続き、認定証が必要な方は7月27日から申請の受付をいたしますので手続きをお願いいたします。

対象

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・国民健康保険税に未納がない世帯で、70歳未満の方が70歳以上の方は課税所得が145万以上690万未満の方

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・70歳未満の方は国民健康保険税に未納がなく、かつ住民税非課税世帯の方
・70歳以上の方は住民税非課税世帯の方

手続きに必要なもの
国民健康保険被保険者証/印鑑(朱肉を使用するもの)

問 保険医療課 ☎(21)2131

栃木市出前講座をご利用ください

市民の皆さんが、知りたい・聞きたい・学びたいと思っている市役所の仕事や仕組み・制度等について、市役所の職員が講師として出向く『出前講座』を行います。皆さんと職員がふれあいながら気軽に楽しく学んでいただきたいと思いますのでぜひご利用ください。

「栃木市出前講座のご案内」及び「出前講座申込書」は生涯学習課、各公民館各総合支所に設置してあります。また、市ホームページでもお知らせしていますので、ダウンロードしてご利用ください。詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

問 生涯学習課 ☎(21)2486

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・70歳未満の方は国民健康保険税に未納がなく、かつ住民税非課税世帯の方
・70歳以上の方は住民税非課税世帯の方

手続きに必要なもの
国民健康保険被保険者証/印鑑(朱肉を使用するもの)

問 保険医療課 ☎(21)2131